明治学院大学研究倫理基準

2011年 2月18日　常務理事会承認
2015年 3月13日　常務理事会承認
2018年 4月13日　常務理事会承認
2022年10月21日　常務理事会承認
2023年 7月21日　常務理事会承認

（目的）

第１条　明治学院大学は本学において研究を遂行するにあたり，研究者等が遵守すべき倫理の保持に係る事項を示し，研究の公正さに対する疑惑や不信を招くような行為の防止を図り，学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的に倫理基準を定める。

（用語の定義）

第２条　この基準において，用語の定義は，以下のとおりとする。

（１）「研究」には，立案，申請，実施，発表，報告，評価，審査等に関わるすべての過程を含む。

（２）「研究者等」とは，本学の専任教員のみならず，本学において研究活動に従事する学部学生・大学院学生および研究員等を総称する。

（３）「実施責任者」とは，当該研究を代表する者をいい，当該研究の実施者が大学院学生および研究生の場合は指導教員，授業における実習等の場合は授業担当教員をいう。

（４）「発表」とは，自己の研究に係る新たな知見・発見または専門的知見を公表する全ての行為をいう。

（５）「捏造」とは，存在しないデータ，研究結果を作成することをいう。

（６）「改ざん」とは，研究資料・機器・過程を変更する操作を行い，データ，研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。

（７）「盗用」とは，他の研究者等のデータ，研究成果または論文を，当該研究者等の了解もしくは適切な表示なく流用することをいう。

（８）「二重投稿」とは，他の学術誌等に既発表または投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する行為をいう。

（９）「不適切なオーサーシップ」とは，論文著作者が適正に公表されないことをいう。

（10）「人権等の侵害」とは，研究の対象となる者または協力者（個人に関する情報の提供を受け研究を行う場合の当該情報の提供をする者をいう。（以下同じ））の人権，プライバシーその他の権利利益を侵害する行為をいう。

（11）「研究費」とは，学内の各種補助金，受託研究費，共同研究費，科学研究費助成事業およびこれ以外の研究に係る外部からの資金をいう。

（研究者等の倫理基準）

第３条　研究者等は研究を行うに当たり，次の事項を遵守しなければならない。

（１）各人の自覚に基づいた高い倫理的規範およびその良心に従い，誠実に行動すること。

（２）人間の尊厳と基本的人権を尊重すること。

（３）我が国の法令および本学の諸規程等のほか，国際的に認められた規範，規約，条約等を遵守すること。

（４）自らの行動や発言を律するように努め，自らが関与する研究が一般社会や人々に与える影響を常に自覚すること。

（５）学部学生・大学院学生および研究生が研究に加わるときは，実施責任者は，その学部学生・大学院学生および研究生が不利益を被らないように十分配慮するほか，本基準に則って指導を行うこと。

（６）研究計画の立案・提案に当たっては，過去に行われた研究業績の調査・把握に努め，誠実に自己のアイデアや手法の独創性・新規性を確認すること。また他者の独創性・新規性は，尊重すること。

（７）協力者に対して研究の目的，情報の利用方法について，十分に説明したうえで，相手の自由な意思に基づく明確な同意を得たのちに研究を実施すること。また，協力者が不利益や損害等を被ることの無いよう，協力者を保護することに努め，個人に関する情報についても，他の法令等の定めるところにより適切に取り扱うこと。

（８）協力者が研究への協力を撤回する意思を表した場合には，それを受け入れるとともに，協力者に対し，撤回の意思を受け入れたことを伝えること。
（９）データ等の収集に当たっては，科学的かつその分野で妥当と考えられる方法により行うこと。
（10）収集・作成したデータ等（研究記録を含む。）についてプライバシーの保護に十分留意しながら，検証が必要な期間適切に保管し，その間事後の検証が可能な方法により保存すること。またその後当該データ等を廃棄する場合は，責任を以て，適切な方法により当該データ等の廃棄を行うこと。
（11）研究遂行中において，法令違反等がないかの確認のため，情報の提示を求められた場合には，誠実に対応すること。
（12）研究者等は，研究の内容および成果を広く社会に還元するため合理的な理由による制約がある場合を除き，極力，公表に努めること。
（13）捏造，改ざん，盗用，二重投稿等，不適切なオーサーシップ，人権等の侵害など不正な行為を行わないこと。
（14）研究費の原資が学納金や国・財団等からの寄附金等によって賄われることを認識し，真摯に研究に取り組むとともに，研究費の使用は適正に行うこと。また研究計画を着実に実施し，研究費の使用についても計画的に行うこと。
（15）他の国，地域，組織等の研究における，文化，慣習，規律の理解に努め，尊重し，また性別，人種，思想，宗教などによる差別を行わないこと。
（16）自己の研究計画について，分かりやすく，明瞭に説明できるよう努めること。

（研究倫理教育およびコンプライアンス教育の受講）

第４条　次の各号に定める者は，公正研究委員会が指定するプログラムを受講しなければならない。
（１）専任教員および研究員等
（２）研究費の運営・管理に関わる者

（誓約書の提出）

第５条　前条第1項各号に定める者は，不正を行わないことを誓約する文書を自署のうえ提出しなければならない。

２　誓約書には，以下の各号の事項を記載するものとする。
（１）本学の規則等を遵守すること
（２）不正を行わないこと
（３）規則等に違反して，不正を行った場合は，本学や研究資金配分機関の処分および法的な責任を負担すること

（倫理基準に関わる相談）

第６条　研究者等においては第3条に挙げた研究に係る倫理を保持するため，別途定める明治学院大学公正研究委員会に事前および研究開始後に相談を行うことができる。

（改廃）

第７条　この基準の改廃は，公正研究委員会の議を経て，大学評議会および常務理事会の承認を得なければならない。

付　則

１　この規準は，2011年4月1日から施行する。

２　この基準は，2015年3月13日から施行する。（規則名称を「明治学院大学研究倫理規準」から「明治学院大学研究倫理基準」へ変更。第2条1号，第2号用語定義の修正，第3号削除，以下号番号繰上げ。第4条追加，以下条番号繰下げ。新第6条改廃手続きの変更。）

３　この基準は，2018年4月13日から施行する。（第2条および第3条用語の見直し，第4条研究倫理教育およびコンプライアンス教育の規定を追加，第5条対象者の変更，第7条改廃手続きの変更）

４　この基準は，2022年8月1日から施行する。（第2条第1項第2号，第3号および第6号文言の修正，第2条第1項第9号の追加および以降の号番号繰下げ，第3条第1項第5号および第15号文言の修正,第9号読点の削除，第13号文言の追加）

５　この基準は，2023年9月1日から施行する。（「明治学院大学研究倫理委員会規程」の廃止に伴う第6条の変更）